定期報告済証交付制度の開始について

静岡県くらし・環境部建築住宅局
建築安全推進課建築確認検査室

＜目的＞

報告済証を当該施設に表示することにより、特殊建築物等の適正な維持保全の必要性に関する意識の向上を図ると共に、県民の定期報告制度の理解を高めることを目的とする。

＜開始時期＞

本制度は令和２年８月１日から施行する。

＜種類＞

建築物用、建築設備用、防火設備用の計３種類とする。

＜交付条件＞

建築基準法第１２条第１項に基づく建築物の定期調査又は同条第３項に基づく建築設備及び防火設備の定期検査について静岡県へ報告があった施設に対し報告済証を交付する。
（建築物等の安全性を保証するものではありません。）

＜交付物＞

報告済証マークについて、大きさは縦 126 ㎜×横 88 ㎜程度、シール加工とする。尚、建築物・建築設備・防火設備の各様式は次のとおりとする。

建築物用

建築設備用

防火設備用